

## アーユス仏教国際協力ネットワーク 定款案

### アーユス仏教国際協力ネットワーク定款

#### 第1章 総 則

##### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワークと称する。

##### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区清澄3丁目4番22号に置く。

##### (精 神)

#### 第3条

この法人は、すべてのものは互いに関係し合い支え合っているという仏教の縁起の法に則り、智慧と慈悲の精神に基づき、あらゆる生命（いのち）に目を向け、不当な支配や抑圧、差別、紛争等に苦しむ世界の人々の現実を直視し、その原因を人間の精神及び社会構造の両面から究明し、個人や民族の相互理解に基づく平和な社会の実現をめざす。

##### (目 的)

第4条 この法人は、不当な支配や抑圧、差別、紛争等に苦しむ世界の人々及びそれらの人々の自立的な問題解決をめざして活動する人や組織を支援すると共に、それらを支えるべき市民へのはたらきかけを通じ、平和な国際社会の建設及び市民参加型社会の発展、成熟に資することを目的とする。

##### (性 格)

第5条 この法人は、仏教精神を基盤とした国際協力及び市民参加型社会の実現をめざし、超宗派の仏教僧侶を中心に、広く市民の参加を呼びかけ、N G O関係者や専門家の協力を得て設立された団体であり、特定の教団、宗派の教義の布教及び組織の拡大を目的としない。

##### (活動の種類)

第6条 この法人は、第4条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 環境の保全を図る活動

(4) 災害救援活動

(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(6) 国際協力の活動

(7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(8) 子どもの健全育成を図る活動

(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

##### (事 業)

第7条 この法人は、第4条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 国際協力等を行うNGO・市民団体への助成・研修・表彰等の支援、及び紛争・災害時の緊急救援。

(2) 国際協力及び社会貢献等に関する広報、普及啓発、教育研修及び相互交流。

(3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第8条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法における社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、積極的にこの法人の運営に参画する意志をもって入会した個人又は団体

(2) 支持会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第9条 入会の資格及び条件は特に定めない。

2 運営会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書で理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、理事会の議決に基づき速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 支持会員は、会費の納入をもって入会とする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他拠出金品は、前条4項により入会が認められなかったときを除いて、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。団体にあつては解散もしくは消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第 12 条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

### 第 3 章 役 員

(役 員)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(理事の職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること及び招集すること。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、総会において運営会員（団体にあつてはその代表者）又は専門委員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から互選する。

(役員選出の条件)

第 18 条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 理事のうちには、その定数の過半数を超えて同一宗派もしくは教団に所属する僧侶が含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(役員欠員補充)

第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員任期)

第 20 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 21 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 22 条 この法人の役員はすべて無報酬とする。

2 役員には、その職務執行に必要な費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 専門委員及び顧問

(専門委員及び顧問)

第 23 条 この法人に、専門委員及び顧問を置くことができる。

2 専門委員はそれぞれ、仏教の教理、平和・人権思想、国際関係、開発協力、事業実務等の分野において、専門的な立場から、この法人の事業に関する適切な助言並びに評価を行う。

3 専門委員は、理事の推薦により、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、この法人に対する指導、助言を行う。

- 5 顧問は、理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 6 専門委員及び顧問の任期は、役員のそれに準ずる。

## 第5章 総会

### (総会)

第24条 総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、運営会員をもって構成する。

- 2 支持会員、顧問、及び専門委員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は定時総会と臨時総会とする。

### (総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業及び決算の報告
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その事業年度内の収益をもって返済する短期借入金を除く借入金の借入れ
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項。

### (総会の開催)

第26条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集があったとき。

### (総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、電子メール、又はFAXをもって、すくなくとも7日前までに運営会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、運営会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 30 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 31 条 各運営会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない運営会員は、予め通知された事項について、書面、電子メール、又は FAX により表決権を行使し、または、出席する他の運営会員を代理人として表決権を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(会議の議事録)

第 32 条 総会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数（書面、電子メール若しくは FAX による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印または署名をしなければならない。

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 33 条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 号及び 3 号の請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、電子メール、又は FAX により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知を発しなければならない。

(理事会の議事及び表決)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 理事会は、必要に応じて、テレビ会議または電話会議により開催できるものとし、これらの方法による理事の出席及び表決を認める。

5 理事会に出席しない理事は、予め通知された事項について、書面、電子メール、若しくは FAX により表決権を行使し、または出席する理事を代理人として表決権を委任することができる。

6 4 項及び 5 項の規定により表決権を行使する理事は、2 項、3 項及び 6 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 理事会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者氏名（テレビ会議若しくは電話会議、書面、電子メール若しくは FAX による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

8 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 1 人以上が、記名押印または署名しなければならない。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 37 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局長)

第 38 条 事務局には事務局長 1 名を置く。

- 2 事務局長は、この法人の事務全般を統括し、事務局を運営する。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任命する。

(職員)

第 39 条 事務局には職員をおくことができる。

- 2 職員の職務規定はこれを別に定める。
- 3 職員の給与規定はこれを別に定める。
- 4 職員の任免、分限、給与その他の規定については、理事会がこれを定める。
- 5 職員は、理事長が任免する。

## 第 8 章 委員会

(委員会の設置及び解散)

第 40 条 この法人は、理事会の承認を得た上で、必要に応じ、委員会を設置または解散することができる。

- 2 委員会の委員長は、理事または専門委員の中より理事長が任命する。

(委員会の構成)

第 41 条 委員会は、委員長によって指名された委員によって構成され、委員長はこの委員の名簿を理事会に提出しなければならない。

## 第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び協賛金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。



(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画及び予算の変更)

第 49 条 事業計画及び予算の変更の必要が生じたときは、理事会の議決を経て、これを変更することができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(特別会計)

第 52 条 この法人には、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計を設けたときは、できるだけ速やかに、その財源及び用途について総会の構成員に通知し、総会において会計報告を行わなければならない。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、総会においてその出席者の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければ変更することができない。

2 この定款の変更にあたっては、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認

証を得なければならない。

3 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 54 条 この法人は、法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

（残余財産の処分）

第 55 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、予め成立した総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決によって定められたところの、目的を同じくする他の特定非営利活動法人もしくは法第 11 条第 3 項の規定によるところの他の公益法人もしくは国又は地方公共団体に帰属する。

（合併）

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 雑 則

（公告の方法）

第 57 条 この法人の公告は、事務所の掲示及び官報においてこれを行う。

（細則）

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 21 条の規定にかかわらず、西暦 2000 年 6 月 30 日までとする。

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 52 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、設立の日から西暦 2000 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第 10 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とし、口数は随意とする。ただし、学生である会員については、運営会員、支持会員の種別を問わず、1 口 3 千円とする。

（1）運営会員

一般 1 口 1 万円

賛助 1 口 3 万円

法人 1 口 5 万円

(2) 支持会員

一般 1口 1万円

賛助 1口 3万円

法人 1口 5万円

(3) 特別賛助会員

年額 10万円以上の運営会員及び支持会員

(4) 名誉会員無料又は任意の金額

- 6 この定款は、平成 25 年 1 月 9 日から施行する。
- 7 この定款は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。
- 8 この定款は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。
- 9 この定款は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。